



永田クラブ・経済研究会・消費者問題研究会へ資料配布

平成 27 年 11 月 11 日
内閣府消費者委員会事務局

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 24 年 1 月 27 日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成 27 年 10 月 16 日の第 28 回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、11 月 10 日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、第 28 回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・大麦若葉粉末
2. 上記品目については、平成 27 年 11 月 10 日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：平成 27 年 11 月 10 日付けで答申を行った品目

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島・中西

電 話：03 - 3507 - 9945

F A X：03 - 3507 - 9989

(1)平成24年1月27日付消食表第20号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	大麦若葉粉末	山本漢方製薬株式会社	本品は、大麦若葉由来の食物繊維を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、お腹の調子を健やかに保ちたい方やお通じの気になる方に適している可能性がある食品です。

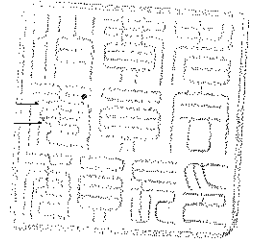
※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。



府消委第293号
平成27年11月10日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正



答 申 書

平成24年1月27日付消食表第20号をもって諮問された品目のうち別添記載の1品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記

平成24年1月27日付消食表第20号をもって諮問された「大麦若葉粉末」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

(1)平成24年1月27日付消食表第20号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	大麦若葉粉末	山本漢方製薬株式会社	本品は、大麦若葉由来の食物繊維を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、お腹の調子を健やかに保ちたい方やお通じの気になる方に適している可能性がある食品です。

※「特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容」は、審議過程で変更された為、諮問時とは異なる。